

(45)平成20年8月25日(2008. 8. 25)発行

- (21)意願2007-23192(D2007-23192) (22)出願日 平成19年8月28日(2007. 8. 28)
(24)登録日 平成20年7月25日(2008. 7. 25)
- (72)創作者 小野 澤 明 東京都町田市中町三丁目4番2号高峰ビル302 アクセスジャパン株式会社内
- (73)意匠権者 アクセスジャパン株式会社 東京都町田市中町三丁目4番2号高峰ビル302 (307032515)
会社
- (74)代理人 弁理士 日比谷 征彦 (100075948)
審査官 越河 香苗
- (54)意匠に係る物品 身体鍛錬具
- (55)意匠に係る物品の説明 本物品は、身体を鍛錬するための身体鍛錬具である。左右のペダルの動きに対し、一対の棒状のハンドルバーがシャフトを介してそれぞれ連結されている。両足でペダルを漕ぐ動作と、ハンドルバーを腕で交互に前後に押す動作が連動することにより、全身運動を行うことができる。この際に、左右のハンドルバーは先端にゆくに従い緩やかに内側に湾曲し、握持部において急激に外側に湾曲している。ハンドルバーをこのような形状とすることにより、ハンドルバーを前方に押した際に、前方に押した腕の肩が自然と体の内側に入ることにより腰が左右に捻られ、腰の両側の筋肉も鍛えることができる。
- (51)国際意匠分類 (参考) 21-02
D ター ム E3-0100A、E3-0100B
- (55)意匠の説明 ピンク色に着色を施した部分は、「部分意匠として意匠登録を受けようとする部分以外の部分」である。
- (56)参考文献 についでざいん、89巻、(1994-11-1)、42頁、(特許庁意匠課公知資料番号HA06021043) Gifts&HomeProducts、551頁、WB-6500D、(特許庁意匠課公知資料番号HC07021520) internationalhomeshopping、1017頁、(特許庁意匠課公知資料番号HD10017327)

【斜視図】



【正面図】



【背面図】



【右側面図】



【底面図】



【左側面図】



【平面図】



【右ハンドルバーを最も前方に押した状態の正面図】



【右ハンドルバーを最も前方に押した状態の左側面図】

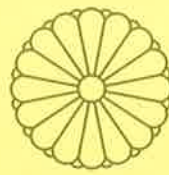
【右ハンドルバーを最も前方に押した状態の右側面図】



【右ハンドルバーを最も前方に押した状態の平面図】

【右ハンドルバーを最も前方に押した状態の斜視図】





意匠登録証

(CERTIFICATE OF DESIGN REGISTRATION)

登録第 1 3 3 8 5 2 8 号

(REGISTRATION NUMBER)

意匠に係る物品 (ARTICLE TO WHICH THE DESIGN IS APPLIED)

身体鍛錬具

部分意匠 (PARTIAL DESIGN)

意匠権者 (OWNER OF THE DESIGN RIGHT)

東京都町田市中町三丁目 4 番 2 号 高峰ビル 3 0 2

アクセスジャパン株式会社

意匠の創作をした者 (CREATOR OF THE DESIGN)

小野澤 明

出願番号 (APPLICATION NUMBER)

意願 2 0 0 7 - 0 2 3 1 9 2

出願年月日 (FILING DATE)

平成 1 9 年 8 月 2 8 日 (August 28, 2007)

この意匠は、登録するものと確定し、意匠原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE DESIGN IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成 2 0 年 7 月 2 5 日 (July 25, 2008)

特許庁長官 (COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

鈴木隆史

